

緊急通報システム 申込みの流れ（利用者用）

利用料金（1か月あたり）

世帯全員が住民税非課税の場合 ⇒ 1,000 円（税別）

世帯に住民税課税者がいる場合 ⇒ 1,500 円（税別）

生活保護受給世帯の場合 ⇒ 無 料

介護福祉課窓口で受付 / 利用業者の選択

A：ホームネット株式会社 **固定電話回線必須**

B：ALSOK株式会社 **固定電話回線がなくても設置可**

※ 基本サービス内容（裏面参照）に違いはないので、オプションなどを考慮し選択してください。

☆ 持ち家 の場合

申請書・誓約書・契約書・利用登録明細・を記入してください。

☆ アパート・マンション・借家等 の場合

大家・管理人など、住宅の所有者に同意書の記入を依頼したうえで、申請書・誓約書・契約書・利用者登録明細を記入してください。

※住宅の所有者から同意が得られない場合は、設置できません。

市から利用決定通知書・契約書などを郵送します。

後日、機器の準備ができ次第、業者より機器の設置について連絡があります。

緊急通報システム設置工事

～ その他注意事項 ～

*利用料は、口座振替にて、利用業者へ直接お支払いいただきます。口座の登録手続きについては、機器の設置後に、利用業者より説明があります。

なお、お支払いが滞りますと、緊急通報システムの設置を解除することとなる場合がありますので、ご注意ください。

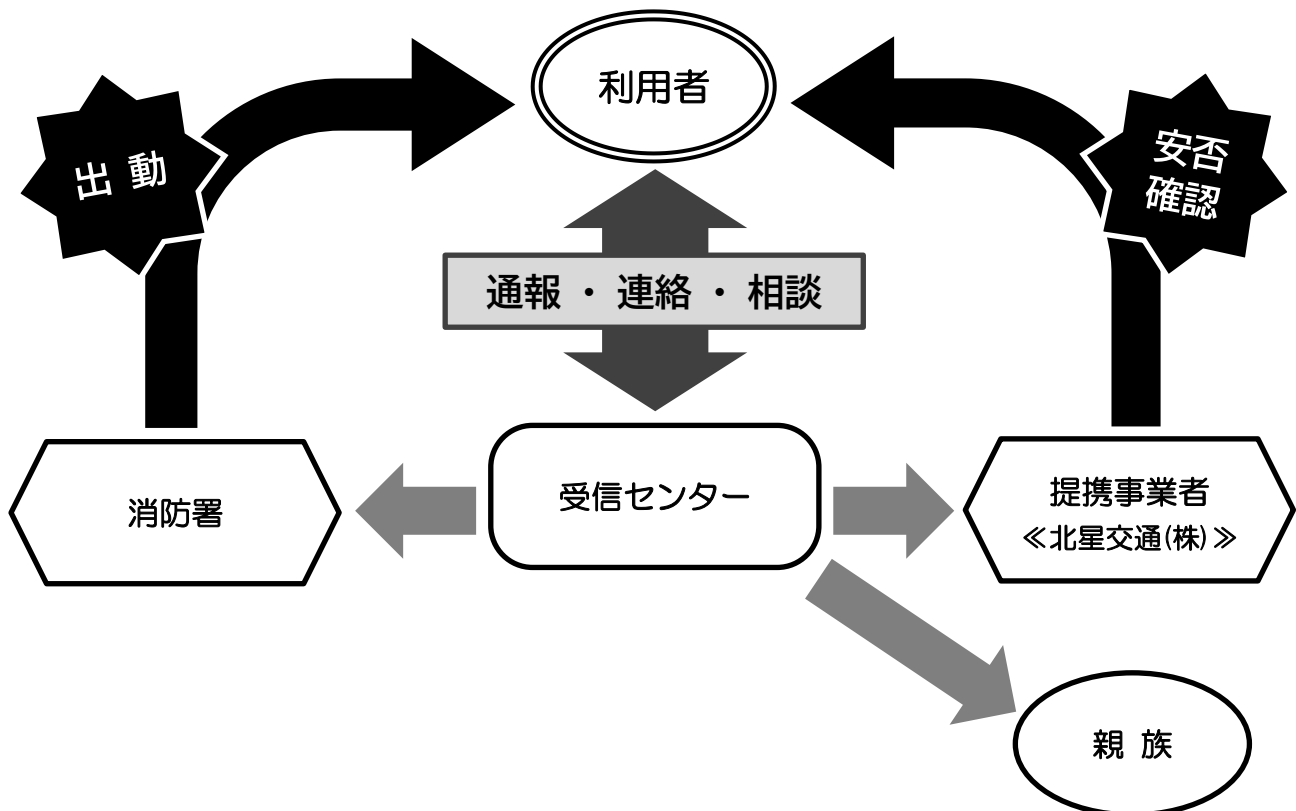
*施設入所・長期入院等により緊急通報システムが不要となった場合は、すみやかに解除の連絡を介護福祉課 高齢福祉係（☎ 0172-40-7114）までお願いします。

緊急通報システム 基本的なサービス

基本サービス内容

- ★ 緊急時対応 ▶▶▶ 救急車などの出動要請を行います。
- ★ 健康・介護に関する相談 ▶▶▶ 医療・介護・福祉などの有資格者が24時間365日対応します。
- ★ 訪問電話・お伺いコール ▶▶▶ 月1回電話をして、健康状態や生活状態を伺います。

緊急通報システムのしくみ



※ 利用者が緊急通報ボタンを押すと、受信センターのオペレーター（医療・介護・福祉などの有資格者）が対応し、状況に応じて、市内の提携業者への安否確認依頼や、親族への連絡、消防署への出動要請を行います。